

岡山県公報		発行 岡山県	目次
			
目次		担当課（室）	
○ 令和七年度自衛官第一次募集（一般曹候補生） ○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定 ○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定に係る事項の変更 ○ 保安林の解除予定 ○ " ○ 道路の区域変更 ○ 道路の供用開始 【公告】 ○ 土地改良区清算人の退任届 ○ 公共測量の終了 ○ " ○ " ○ 随意契約の相手方の決定 【人事委員会】 ○ 選考により採用することができる職の範囲の一部改正 （県例規集登載）	危機管理課		目次
	健康推進課		
	"		
	治山課		
	"		
	道路整備課		
	"		
	耕地課		
	監理課		
	"		
	"		
	警察本部会計課		
	人事委員会		
		担当課（室）	担当課（室）

◎岡山県告示第六十号

防衛省において採用する自衛官のうち一般曹候補生の令和七年度募集の要領は、次のとおりである。

令和七年二月二十一日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 採用自衛官の区分

一般曹候補生

二 応募資格

採用予定月の一日現在で十八歳以上三十三歳未満の者（三十二歳の者にあつては、採用予定月の末日現在で三十三歳に達していない者に限る。）であつて、次のいずれにも該当しないものとする。

- 1 日本国籍を有しない者
- 2 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当する者
- 3 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による準禁治産の宣告を受けている者のうち心神耗弱を原因とするもの以外の者

三 受付期間

- 1 令和七年三月一日から同年五月七日まで
- 2 令和七年度の高等学校卒業予定者又は中等教育学校卒業予定者の受付については、1にかかわらず、文部科学・厚生労働両省から示された期日以降とする。

四 採用試験種目

- 1 第一次試験 筆記試験及び適性検査（WEB試験）
- 2 第二次試験 口述試験及び身体検査

五 志願票の請求先及び提出先

市役所若しくは町村役場又は自衛隊岡山地方協力本部、同本部出張所、同本部地域事務所若しくは同本部募集案内所

六 採用試験期日

- 1 第一次試験 令和七年五月十七日から同月二十五日までのうち指定する期間
- 2 第二次試験 令和七年六月十四日から同月二十九日までのうち指定する一日

七 試験場

- 1 第一次試験 受験者の任意の場所（スマートフォン、PC等を使用し通信環境を有する場所）

2 第二次試験

- (1) 陸上自衛隊三軒屋駐屯地（岡山市北区宿）
- (2) 岡山第二合同庁舎（岡山市北区下石井）
- (3) おかやま西川原プラザ（岡山市中区西川原）

- 3 右記については変更する場合がある。

八 採用予定時期

- 1 令和八年三月下旬から同年四月上旬までの間
- 2 右記のほか設定する場合がある。

九 その他

その他詳細については、五の志願票の請求先及び提出先に問い合わせること。

自衛隊岡山地方協力本部

〇八六―二三六―〇三六一

自衛隊岡山地方協力本部津山出張所

〇八六八―二二―五六三七

自衛隊岡山地方協力本部倉敷地域事務所	〇八六―四二二―七三三八
自衛隊岡山地方協力本部高梁地域事務所	〇八六六―二二―二三一四
自衛隊岡山地方協力本部岡山募集案内所	〇八六―二二四―二八二四
ホームページ https://www.mod.go.jp/pco/okayama	

◎岡山県告示第六十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和七年二月二十一日

指定した医療機関

名称

幸観堂薬局四十瀬店

所在地

倉敷市四十瀬三三五―一

岡山県知事 伊原 隆 太

指定年月日

令和七年二月一日

◎岡山県告示第六十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十四条の規定により次のとおり変更の届出を受理した。

岡山県知事 伊原 木 隆 太

指定に係る事項を変更した医療機関			
名 称	変更事項	変更前	変更後
医療法人社団淳和会 長谷川記念病院	医療機関の名称	医療法人淳和会 長谷川記念病院	医療法人社団淳和会 長谷川記念病院
こやま薬局・長船店	医療機関の名称	こやま薬局 長船店	こやま薬局・長船店
(有) 春名薬局	医療機関の所在地	美作市江見四七六	美作市江見四七六一
			令和七年二月一日
			令和六年四月一日

◎岡山県告示第六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和七年二月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 解除予定保安林の所在場所

岡山市南区飽浦字奥ノ上三分池尻九二二の一三（次の図に示す部分に限る。）、字三歩池尻九二八の五・九二九の五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、九二八の四、九二九の四、九二九の七

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を岡山県庁及び岡山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和七年二月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 解除予定保安林の所在場所

岡山市南区飽浦字奥ノ上三分池尻九二二の一三（次の図に示す部分に限る。）、字三歩池尻九二八の五・九二九の五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、九二八の七、九二九の八

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岡山県庁及び岡山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第六十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和七年二月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 倉敷笠岡線
- 三 道路の区域

区 域		新旧別	幅員（メートル）	延長（メートル）
浅口市金光町下竹二〇四二番三地先から浅口市金光町下竹一八〇二番四地先まで	新		二九・〇〃 四三・八	八二・五
	旧		二九・〇〃 七一・二	八二・五
浅口市金光町下竹一七七五番六地先から浅口市金光町下竹一七七五番四地先まで			四・八〃 五・九	六一・七
浅口市金光町下竹二〇四二番三地先から浅口市金光町下竹一八〇二番四地先まで				

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 鴨方矢掛線
- 三 道路の区域

区 域		新旧別	幅員（メートル）	延長（メートル）
浅口市鴨方町小坂東字大歳一五五〇番一地先から浅口市鴨方町小坂東字大歳一五四八番一地先まで	新		八・九〃 一三・八	一八・九
	旧		三・五〃 一三・四	一八・九

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 総社足守線
- 三 道路の区域

区 域		
総社市西阿曾字大坪一四二番一地从先から 総社市西阿曾字大坪一二三番一地从先まで	総社市西阿曾字沖一四二番一地从先から 総社市西阿曾字大坪一二三番一地从先まで	
旧	新	別 新旧
八・五〇 一三・一	一〇・七〇 一三・九	幅 員 (メートル)
七三・一	七三・一	延 長 (メートル)

◎岡山県告示第六十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和七年二月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始年月日
県道	鴨方矢掛線	浅口市鴨方町小坂東字大歳一五五〇番一地从先から浅口市鴨方町小坂東字大歳一五四八番一地先まで	令和七年二月二十一日

〔六八〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十七項の規定により、土地改良区清算人の退任の届出があった。

令和七年二月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一	土地改良区の名称	
	大島池土地改良区	
二	退任清算人	
	退任清算人氏名	住 所
	齋藤 孝士	笠岡市西大島四四一九―二
	仁科 文秀	〃 〃 一一二四―一
	広常 邦男	〃 〃 一二九三
	高森 敏明	〃 横島一〇六九
	櫛田 誠	〃 西大島四二三

〔六九〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、美作県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和七年二月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

久米郡久米南町下二ヶ地内	測 量 区 域
公共測量（基準点測量）	測 量 の 種 類
令和七年一月三十一日	終 了 年 月 日

〔七〇〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、勝央町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和七年二月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

勝田郡勝央町植月 東及び田井地内	測 量 区 域
及び路線測量	測 量 の 種 類
令和七年一月二十九日	終 了 年 月 日

〔七一〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和七年二月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

倉敷市大島地内	測 量 区 域
公共測量（基準点測量及び用地測量）	測 量 の 種 類
令和七年二月十日	終 了 年 月 日

令和7年2月21日 岡山県公報 第12678号

〔七二〕 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号。以下「政令」という。）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり契約の相手方等を決定した。

令和七年二月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 特定役務の名称

「岡山県警察ヘリコプターの12か月特別点検、整備及び修理」の追加修理

二 契約期間

令和七年二月十日から同年三月三十一日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県警察本部警備部警備課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

四 契約の相手方を決定した日

令和七年二月十日

五 契約の相手方の名称及び住所

朝日航洋株式会社岡山営業所

岡山市北区下石井二丁目三番八号

六 契約金額

四〇、一〇六、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額三、六四六、〇〇〇円）

七 契約の相手方を決定した手続（契約方法）

随意契約

八 随意契約の理由

政令第十一条第一項第二号に該当するため

◎岡山県人事委員会公示第二号

昭和四十七年岡山県人事委員会公示第二号（選考により採用することができる職の範囲）の一部を次のように改正する。

令和七年二月二十一日
岡山県人事委員会委員長 安 田 寛
別表二に次の一項を加える。

15
精神保健福祉士

附 則
この公示は、公布の日から施行する。